

第30回大空町農業委員会総会議事録

令和7年11月14日 第30回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 斎藤宏幸	2番 上田英樹	5番 児山 高
6番 渡邊恵二	7番 小川一浩	9番 福田重幸
10番 佐久間 仁	11番 増子昭雄	12番 真鍋 剛
13番 佐々木 経一	14番 森 英章	15番 仲西政克
16番 高橋敬義	17番 長尾照幸	18番 追分敏行
20番 遠藤哲也	21番 佐野一義	22番 先崎教之
23番 丹羽真治	24番 石田正俊	

(2) 欠席者

3番 渡辺 誠	4番 古田牧子	8番 福田英信
---------	---------	---------

2. 職員等の出欠状況

事務局長 石川 大樹	主査 戸井 裕之	主事 仙石 陸
------------	----------	---------

第30回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

石川局長	ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から第30回大空町農業委員会総会を開催いたします。 会議日程2、憲章朗読でございます。 憲章朗読につきましては、現在、大空町内においてインフルエンザ等の感染が拡大傾向であることから、本日の朗読については省略させていただきたいと考えておりますので、皆さまご了解いただければと思います。よろしくお願いいたします。 次に、石田会長より開会のご挨拶を申し上げます。
石田会長	皆さんこんにちは。 本日は何かとお忙しい中、また寒い中、委員の皆様におかれましては、第30回農業委員会総会への出席、誠にありがとうございます。 11月18日には、北見で農業委員会研修会、また、札幌におきましては、グリーンアドバイザー研修会が行われます。皆さん出席のほうよろしくお願いいたします。 さて、10月27日の70ミリの雨、また、11月7日に16センチの降雪があり、収穫作業が思うように進まず、ご苦労されていることと思います。気温も下がり作業しづらくなりますが、事故などがないうお身体に気をつけて作業を進めていただきたいと思います。 今年も残すところ1か月ほどになりましたが、委員の皆様におかれましては、農地のあっせん更新があり、ご苦労されることとは思いますが、お身体には気をつけて、健康でいられますことをご祈念申し上げて、総会前の挨拶といたします。 この際、活動状況報告を行います。 事務局長。
石川局長	先月総会以降の活動状況報告について、お手元に配付の資料によりご説明いたします。 (活動状況報告朗読)
石田会長	ただいまより、第30回農業委員会総会を開催いたします。 (午後1時35分) ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。

石川局長	ただいまの出席委員は、２０名であります。 渡辺誠委員、古田委員、福田英信委員から、欠席の旨ご連絡がありました。 「大空町農業委員会会議規則第７条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件につきましては、議案第１号から議案第４号まで１５件、報告案件で１件であります。 以上でございます。
石田会長	議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第１４条第２項」の規定に基づき議長において、１番斎藤委員、２番上田委員を指名いたします。 議案第１号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係１番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第１号「農地法第５条の規定による許可申請について」次のとおり農地法（昭和２７年法律第２２９号）第５条の規定に基づき農地の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和７年１１月１４日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第１号所有権移転関係１番朗読】 この案件につきましては、当該農地に新たに住宅を建設したいとの申請があったもので、第３地区農業委員により、１０月２７日に現地確認を行っております。既存宅地の隣接地であるため、転用はやむを得ないとの判断を頂いております。図面につきましては、１ページから３ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。 農地法第５条第２項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第３地区委員より補足説明があればお願いします。
委員	当案件につきましては、１０月２７日に第３地区農業委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、ただ今の事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。 以上です。

石田会長	これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、所有権移転関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 1 号所有権移転関係 2 番朗読】 この案件につきましても、当該農地に新たに住宅を建設したい旨申請があったもので、第 5 地区農業委員により、1 1 月 7 日に現地確認を行っております。既存宅地の隣接地であるため、転用はやむを得ないというご判断を頂いております。図面につきましては、図面 4 ページから 7 ページに掲載をしておりますので、ご確認願います。 農地法第 5 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認をしておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、1 1 月 7 日に第 5 地区農業委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、ただ今の事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号所有権移転関係 2 番について採決します。

委員	本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第２号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。 所有権移転関係１番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第２号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について」農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１１項の規定により、下記のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に対し要請することについて審議を求める。令和７年１１月１４日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第２号所有権移転関係１番朗読】 この案件につきましては、農地売買等事業に伴う農業公社との買入れに係る案件でございます。１０月の総会におきまして、買入協議の要請について議決を頂いております。 説明は以上です。
石田会長	これより所有権移転関係１番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号所有権移転関係１番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係１番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第２号利用権設定関係１番朗読】

	この案件につきましては、農地売買等事業に伴う農業公社との買入れに係る案件でございます。10月の総会において、買入協議の要請について議決を頂いております。 説明については以上です。
石田会長	これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係2番から6番までについて、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	事前にご説明をさせていただきます。 2番から6番の案件につきましては、農業公社を通じた農地中間管理事業を活用したものであり、〇〇氏の離農に係る賃貸借案件となっております。 番号2番におきまして、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、3番から6番にかけてそれぞれの受け手へ貸付をしていく形となっております。図面につきましては、8ページから12ページまでに掲載しておりますのでご確認ください。 なお、説明において内容が重複する箇所につきましては、説明を省略させていただきますのでご了承願います。 それでは2番から説明をさせていただきます。 【議案第2号利用権設定関係2番から6番朗読】 説明については以上です。
石田会長	この件について、第3地区委員より補足説明があればお願いします。
委員	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。

	農業公社を通じた農地中間管理事業による賃貸借となっており、借主については、意欲的に営農していて、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 2 番から 6 番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 2 番から 6 番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 7 番から 10 番までについて、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	7 番から 10 番までの案件につきましても、先ほどと同様、農業公社を通じた農地中間管理事業を活用したものであり、〇〇氏の農地に係る賃貸借案件となってございます。 番号 7 番におきまして、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、8 番から 10 番にかけてそれぞれの受け手へ貸付けしていく形でございます。図面につきましては、13 ページから 16 ページまでに掲載をしておりますので、ご確認願います。 それでは 7 番から説明をさせていただきます。 【議案第 2 号利用権設定関係 7 番から 10 番朗読】 説明は以上です。
石田会長	この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。

	農業公社を通した農地中間管理事業による賃貸借となっており、借主については、意欲的に営農していて、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 7 番から 10 番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 7 番から 10 番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 3 号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第 3 号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規程（平成 20 年農業委員会訓令第 3 号）に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和 7 年 1 月 14 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第 3 号 1 番朗読】 この案件につきましては、11 月 7 日に第 5 地区農業委員にて現地調査を行っており、農地採草放牧地以外であることをご確認頂いております。図面につきましては、17 ページに掲載をしておりますので、ご参照願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、11 月 7 日に第 5 地区農業委員及び事務局

	職員で現地調査を実施しました。 結果については、ただ今の事務局の説明のとおりであります。 以上です。
石田会長	これより1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なし) の声
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第4号「農業委員会要望書について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川局長	議案第4号「農業委員会要望書について」このことについて、次のとおり決定したいので、審議を求める。令和7年11月14日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 別紙のとおりということで、8ページから13ページまで要望書の案をお載せしております 内容につきましては、先月の委員協議会におきましてお諮りをいたしまして、皆様のご承認をいただいているところでございます。本日は要望事項のみとさせていただきたいと思っておりますので、ご了承をお願い申し上げます。 【議案第4号要望書（案）朗読】 以上6項目となっております。 この要望書（案）につきましては、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき令和7年度農業委員会要望書といたしまして、町長に対し提出させていただきたいと考えてございますので、この内容につきましてご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。 なお、提出時期につきましては、今後日程調整を行いまして、後日、町長室にて提出したいと考えております。その後、町長の回答につつま

	しては、後日また皆様にお知らせしたいと考えております。 説明は以上でございます。
石田会長	これより議案第４号について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第４号について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第１号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
仙石主事	報告第１号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則 (平成２０年農業委員会規則第１号)第１８条の規定により、会長専決 事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和７年１１月１ ４日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【報告第１号朗読】 以上です。
石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて報告第１号については終了いたします。 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いた しました。これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。 (午後２時０１分終了)